

北海道告示第 11368 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 1 月 14 日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 9 月 11 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

静内カリンパシヨッピングモール

日高郡新ひだか町静内木場町 2 丁目 13 番地 5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 阿部 直志

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1 丁目 23 番 5 号 新川イースト
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北 34 条東 14 丁目 1 番 23 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社セコマ	代表取締役 赤尾 洋昭	札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社クロモリ	代表取締役 黒森 功	千歳市錦町 4 丁目 1 番地

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	(7)
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1 丁目 14 番 1 号 国冠ビル	(4)

ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北 34 条東 14 丁目 1 番 23 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社セコマ	代表取締役 赤尾 洋昭	札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	
株式会社クロモリ	代表取締役 黒森 功	千歳市錦町 4 丁目 1 番地	
日免オートシステム株式会社	代表取締役 安部 雅夫	札幌市北区東茨戸 1 条 1 丁目 8 番 5 号	(ウ)

(4) 変更年月日

上記(3) (ア) 令和 6 年 9 月 3 日

上記(3) (イ) 令和 6 年 2 月 19 日

上記(3) (ウ) 令和 6 年 8 月 31 日

(5) 変更理由

上記(3) (ア) 住所誤記のため

上記(3) (イ) 住所変更のため

上記(3) (ウ) 小売業者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 9 月 3 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 9 月 11 日 (水) から令和 7 年 1 月 14 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで